

2023年（令和5年）度千葉大学大学院人文公共学府 研究生募集案内

研究生について

本学府において、特定の専門事項について専心研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、研究生として入学を許可することがあります。

研究生として出願を希望する場合は、以下の手続きにより申請してください。

1. 出願資格

修士の学位を有する者又は入学日までに修士の学位を取得見込みの者

2. 入学の時期

入学の時期は、4月又は10月です。

3. 研究期間

研究期間は1年とします。なお、引き続き研究を希望する者は、許可を得てその期間を延長することができます。ただし、外国人留学生の場合、研究生が「留学」の在留資格で活動できる期間は、他大学での研究生在学期間を含め最長2年までとなりますのでご注意ください。

4. 出願期間

2023年4月入学を志願する者※1

海外在住の外国人 2022年10月11日（火）から10月14日（金）まで
日本人及び日本在住の外国人※2 2023年2月24日（金）、27日（月）、28日（火）

2023年10月入学を志願する者

海外在住の外国人 2023年4月11日（火）から4月14日（金）まで
日本人及び日本在住の外国人※2 2023年7月12日（水）から7月14日（金）まで

※1 大使館推薦による国費外国人留学生（日本政府（文部科学省）奨学金）制度の第1次選考を通過し、本学府の受入内諾を得ている2023年4月入学を志願する者には、本学への正式配置が決定した後、別途指示します。

※2 出願時から入学時まで引き続き日本に在住する場合のみ「日本在住の外国人」として出願してください。出願時に日本在住であっても、人文公共学府に入学するにあたって新規に在留資格の認定が必要となる外国人は「海外在住の外国人」として出願してください。

- ① 出願書類の提出は、原則として持参とします。
- ② 受付時間は、平日9時から11時30分、13時30分から15時30分までです。
- ③ 海外在住の外国人志願者の場合は、EMS等の郵送にて出願書類を提出してください。
- ④ 出願期間にすべての書類が揃わない場合は、出願書類を受理しません。
- ⑤ 出願書類は一切返却しないので、必要がある場合は各自でコピーを取ってください。
- ⑥ 出願期間は、学内行事の都合で変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

5. 研究指導教員の内諾

志願者は、**必ず出願前**に研究指導を希望する本学府教員と面談し、研究指導についての内諾を得てから、**「面談等の記録」(所定用紙)の作成を依頼してください。**

- ① 研究生の研究指導教員になれるのは、人文公共学府博士前期課程を担当している教員のみ（兼担・非常勤講師を除く）です。
- ② 研究生を経て人文公共学府の博士後期課程に進学を希望している方は、指導を希望する教員が博士後期課程も担当しているかどうかをあらかじめご確認ください。
- ③ 本学府教員のメールアドレスは、外部に公開しておりません。研究指導を希望する本学府教員に連絡する際は、下記問い合わせ先のメールアドレスに、当該教員宛メールを送信してください。当該教員にメールを転送いたします。

6. 出願書類等

入学を志願する者は、次の出願書類等を一括して提出してください。

- ①～⑧は志願者全員が提出する出願書類です。
- ⑨～⑫は、①～⑧に加えて、外国人志願者が提出する出願書類です。
(国費外国人留学生は、⑤・⑧・⑫の提出は不要です。)

志願者全員が提出する出願書類

- ① 研究生入学願書（所定用紙）
- ② 履歴書（所定用紙）
- ③ 研究計画書（所定用紙）
- ④ 面談等の記録（所定用紙）

海外在住又は国内遠隔地の志願者は、特に必要がある場合は Skype等を使用した面談をインターネット経由で行います。また、その他通信手段による研究指導教員との研究内容等に関する打合せについても、面談等の記録に含まれるものとします。

- ⑤ 保証書（所定用紙）

次のア又はイのいずれかに該当する方を提出

ア. 日本人用

保証人は、日本在住で父母又はこれに準じ、授業料等の納入を含む経済的支弁の可能な方（恒常的収入のある方が望ましい。学生は不可）をお願いします。

外国籍の方を保証人とする場合は、当該保証人の在留カードの写し(両面)を併せて提出してください。

イ. 外国人用

- ⑥ 出身大学院の修了証明書又は修了見込証明書（日本語・英語以外の場合には、日本語または英語の訳を添付すること）
- ⑦ 出身大学院の成績証明書（日本語・英語以外の場合には、日本語または英語の訳を添付すること）
- ⑧ 検定料（9,800円）

出願前に別添の振込依頼書（所定用紙 ※ホームページからは取得できません）により、日本国内の銀行等窓口（ゆうちょ銀行及び現金自動預払機ATMは利用できません）で振り込んでください。振込方法は電信扱い、振込手数料は本人負担となります。振込後、振込依頼書の「貼付用（大学提出用）」を入学願書の【検定料振込証明書「貼付用（大学提出用）」貼り付け欄】に貼付してください。また、既納の検定料は返還しません。**海外から出願の場合は、日本在住の知人等を通して検定料を支払ってください。**

①～⑧に加えて、外国人志願者が提出する出願書類

- ⑨ 在留カードの写し（両面）（海外在住者は渡日後に提出すること。）
- ⑩ 住民票（発行日から3ヵ月以内で、在留資格及び在留期間が記載されたもの（ただし、マイナンバーの記載のないもの）。必ず役所から発行された原本を提出すること。海外在住者は渡日後に提出すること。）
- ⑪ 旅券（パスポート）の写し
氏名、生年月日、性別、在留資格を表示する部分及び日本国査証の部分のコピーしてください。
- ⑫ 写真1枚（縦40mm×横30mm）
海外在住の外国人志願者のみ提出してください。在留資格認定証明書交付申請書に使用します。写真は、出願前3ヵ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの、裏面に名前を記入し、他の書類に紛れないようクリップで履歴書等に留めて提出してください。

7. 選考及び入学許可

- ① 書類審査及び面談の結果を総合して選考します。
- ② 選考の結果は、メールにより通知します。合格者には、併せて郵便でも関係書類を送付します。
- ③ 所定の期間に入学手続を行った合格者に対して、研究生として入学を許可します。
- ④ 入学を辞退する場合は、速やかに申し出てください。

【注】海外在住の外国人志願者の方へ

海外在住の外国人志願者が入学許可を受けて入国する場合は、日本国内の入国管理局で「在留資格認定証明書」を取得した後、在外日本大使館に「留学査証（ビザ）」の発給を申請してください。

「在留資格認定証明書」の取得手続きについては、千葉大学が代理申請を行っています。そのため合格者に対して、必要な書類の提出をメールにより依頼しますので、速やかに提出していただきたくお願いします。

なお、「在留資格認定証明書」の交付には数ヵ月を要しますことをご了承ください。

8. 入学時に必要な経費

- ① 入学料 84,600円
- ② 授業料 173,400円（6ヶ月分） 年額 346,800円

入学料、授業料の納入期日及び納入方法等は、改めて通知しますので、速やかに納入できるように予め準備しておいてください。なお、研究生には、入学料及び授業料の免除・納入猶予・分納の制度はありません。

また、入学時又は在学中に入学料、授業料の改定が行われた場合には、改定時から新入学料、新授業料が適用されます。既納の入学料、授業料は返還しません。

9. その他

- ① 入学日までに修士の学位を取得する見込みで出願して合格した場合に、学位取得後速やかに学位取得（修了）証明書（1部）を提出してください。
- ② 入学日までに修士の学位を取得する見込みで出願し、入学日までに修士の学位を得られないこととなった場合は、速やかに申し出てください。
- ③ 本学に入学後、研究生として不適当と認められたときは、研究生の身分を取り消すことがあります。
- ④ 研究が終了し、研究成果報告書を提出した時は、希望により研究証明書の交付を受けることができます。

- ⑤ 研究期間中に大学院等への進学又は就職等の都合により研究を継続できなくなった場合は、直ちに指導教員を経由して退学願を提出してください。これを怠り放置しておくことと除籍の処分を受けることがありますので留意してください。
- ⑥ 新型コロナウイルスをめぐる状況によっては、この募集要項の内容が変更される場合がありますので、人文公共学府のHPに十分注意してください。
- ⑦ 安全保障輸出管理について
千葉大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人千葉大学安全保障輸出管理規程」を定め、学生の受け入れに際し、厳格な審査を実施しています。規制事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合がありますので、ご注意ください。

10. 問い合わせ・提出先

千葉大学 人文系学務課大学院学務室人文公共学府担当

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33

TEL：043-290-2354

FAX：043-290-2356

E-mail：gah2352@office.chiba-u.jp